

令和五年六月三十日受領
答弁第一四六号

内閣衆質二一一第一四六号

令和五年六月三十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員松原仁君提出日本人に不動産取得を認めていない国の者に対する日本の不動産取得に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出日本人に不動産取得を認めていない国の者に対する日本の不動産取得に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「日本の民法における不動産所有の原則である相互主義」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。